

令和 8 年度

新型コロナウイルス感染症予防接種を受けられる方へ

猪名川町

猪名川町では、新型コロナの発病や重症化予防のため、新型コロナウイルス予防接種を実施します。予防接種には、思いがけない事故が起こることがあります。必ず「新型コロナウイルス感染症予防接種を受けられる方へ」をよくお読みいただき、接種について十分理解した上で、体調の良い時に予約をして受けてください。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに感染し発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒することもあります。高齢者や基礎疾患のある方は重症化リスクが高くなることがわかっています。また、後遺症として、治療や療養が終わった後も一部の症状が長引くことがあります。

対 象 者

猪名川町に住民票のある方で①または②の方

①接種時に満 65 歳以上の方

②接種時に満 60 歳～64 歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより、身体障害者手帳 1 級をお持ちの方

*** この予防接種は義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合にのみ行うものです。**

実施期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日まで

費 用

8,000 円／回（自己負担額）

生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付者は、「生活保護決定通知書」又は「本人確認証」の持参で無料

※住民票が猪名川町、川西市、伊丹市、宝塚市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市以外の方は、接種の際に、住所地の市町で交付を受けた「予防接種依頼書」を医療機関に提出してください。持参されない場合は、任意の予防接種となります。

※猪名川町の指定医療機関以外で接種する場合は、他市接種依頼申請が必要です。また、他市町で接種される場合、接種時に全額をお支払いいただく場合があります。その際は、後日保健センター窓口で返金手続きをしてください（接種前に他市依頼申請の手続きをされた方に限ります。）。

接種回数

期間内に 1 回

持 ち 物

マイナ保険証・資格確認書など、住所の確認ができるもの

◇予防接種を受けることができない人

- 明らかに発熱している人（通常 37.5 度以上）
- 重篤な急性疾患にかかっている人
- 新型コロナウイルスワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー（短時間のうちに起こるひどいアレルギー症状）を起こしたことがある人
- その他、医師から予防接種を受けないほうがいいと判断された人

◇予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- 心臓血管疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血管疾患等、基礎疾患がある人
- 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- 過去にけいれんをおこしたことがある人
- 過去に免疫不全の診断がされている人、及び、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- 新型コロナウイルスワクチンに含まれる成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人
- 抗凝固法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

◇予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。また接種後1週間は体調に注意しましょう。
体調に異常を感じた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。
- 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

◇ワクチンの副反応について

予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがあります。また、全身症状としては熱が出たり、さむけ、頭痛、全身のだるさなどが見られることがあります。

また、まれにみられる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）や、心筋炎、心膜炎などの報告があります。

◇予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障害を残すなどの健康被害が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、法律に基づき救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、保健センターへご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合には補償を受けることができます。

お問合せ先

猪名川町生活部住民課健康づくり室
(猪名川町保健センター)

電話 072-766-1000